

浅川町

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

気候変動適応計画

笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ

2025-2030



令和7（2025）年度～令和12（2030）年度

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。

1 計画策定の目的

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されており、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

浅川町においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の影響で大きな被害が発生しており、地球温暖化対策をより一層推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、浅川町は、令和 5（2023）年 10 月に、緑豊かなまちを守り、安心して住み続けられる故郷を次世代へと引き継ぐため、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』に町民や事業者、関係団体の皆様と共に「オールあさかわ」で挑戦することを宣言しました。

町民、事業者、町が一体となって、環境と経済を両立した浅川町の実現を目指すとともに、浅川町第 5 次振興計画に掲げる目指す将来像「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」の実現のため、「浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。



図 1 浅川町 2050 ゼロカーボンシティ宣言

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「**地方公共団体実行計画（区域施策編）**」、気候変動適応法第 12 条に基づく「**地域気候変動適応計画**」として策定するものであり、上位計画である「浅川町第 5 次振興計画 後期基本計画（あさかわスマイルプラン）」を地球温暖化対策の側面から補完します。

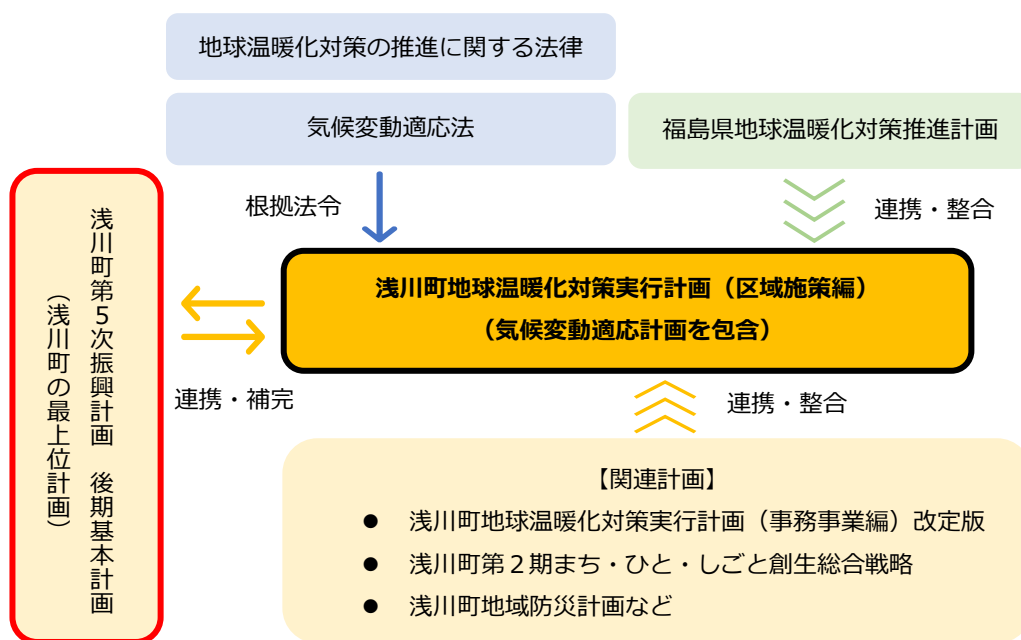


図 2 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。
基準年度は平成 25（2013）年度、目標年度は**中期目標を令和 12（2030）年度、長期目標を令和 32（2050）年度**とします。



図 3 計画期間

4 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本町の二酸化炭素排出量について、削減対策を行った場合（脱炭素シナリオ）の目標年度（令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度）における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入を国の施策と連動して推進し、森林等による二酸化炭素吸収量を加味すると、**令和 12（2030）年度においては、50%、令和 32（2050）年度においては 100%の削減**が見込まれます。

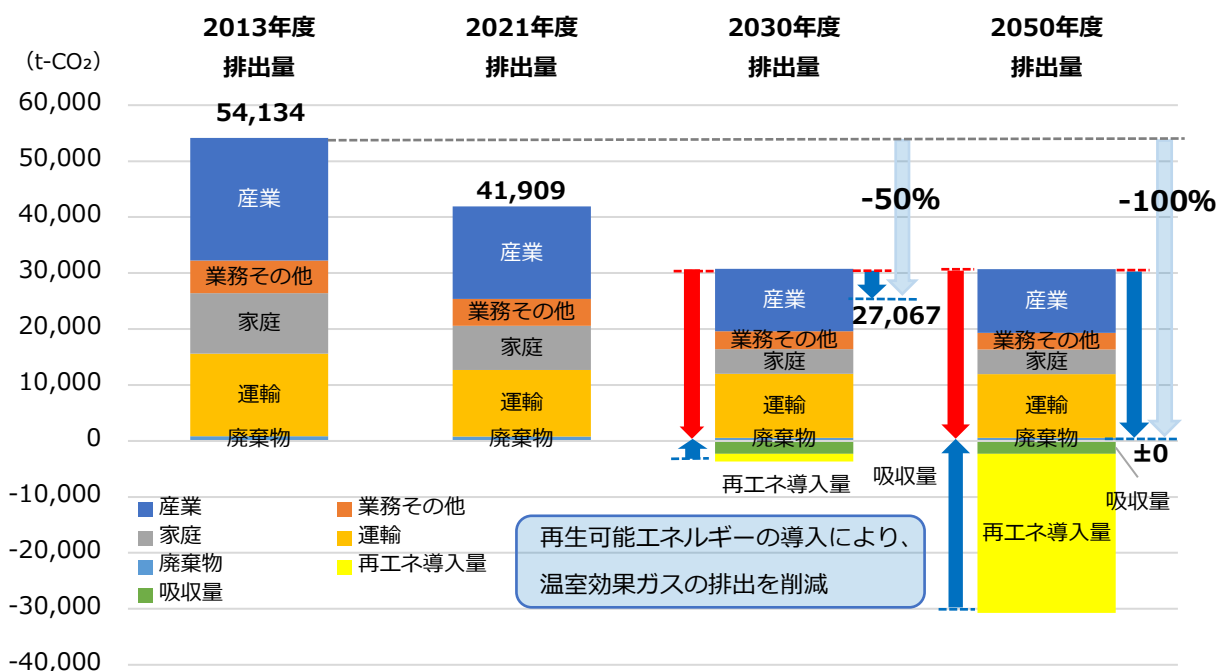


図 4 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

5 目指す将来像

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「**笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ**」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。



6 計画の目標

目指す将来像に向け、本町における温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり定めます。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の町内における二酸化炭素排出量について、平成 25（2013）年度比で **50%**削減します。

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年度までのできるだけ早期に **二酸化炭素排出量実質ゼロ**の実現を目指します。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和 12（2030）年度導入目標（電気）	:	5,193 MWh/年
令和 12（2030）年度導入目標（熱）	:	100 GJ/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

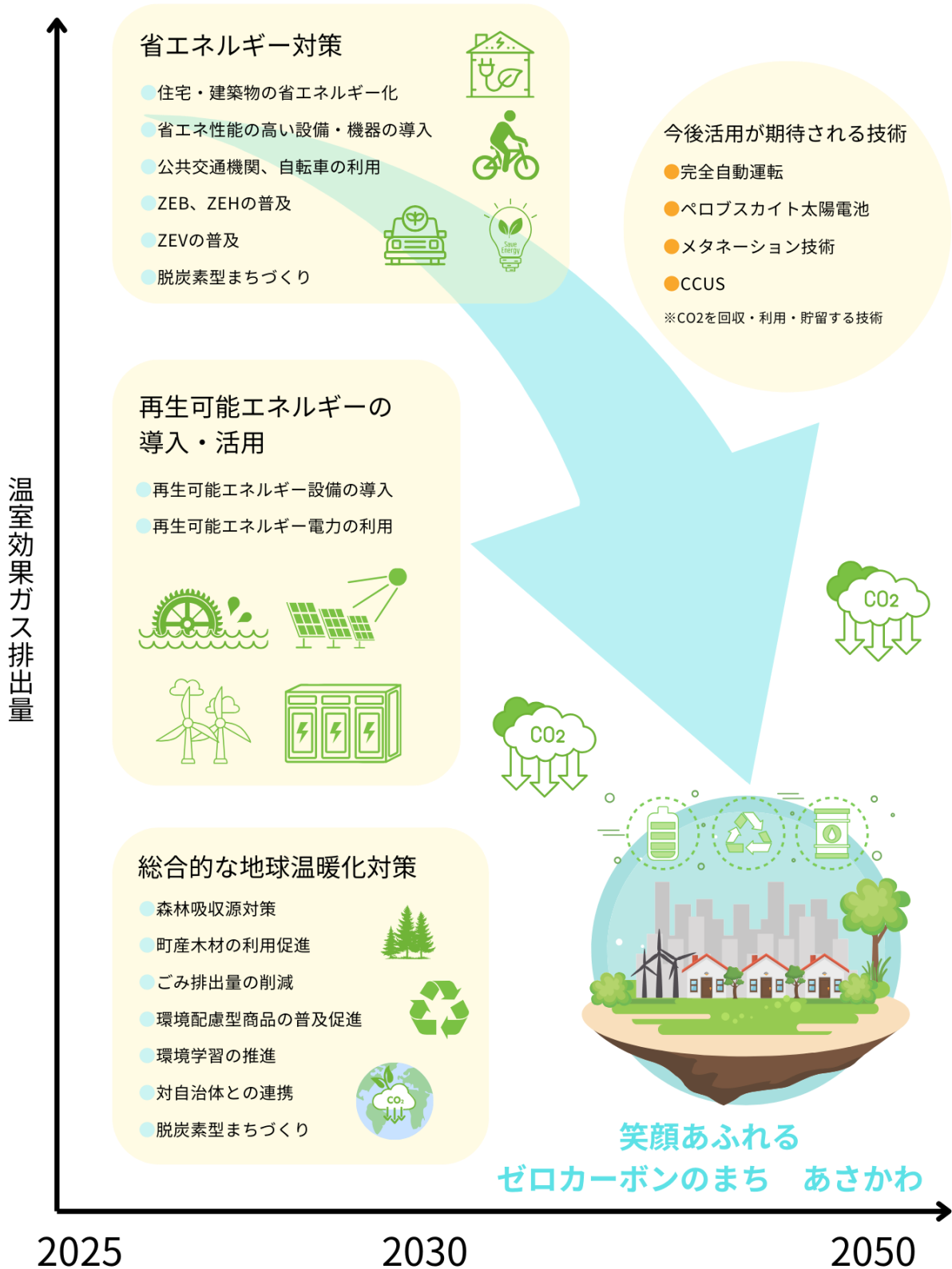
令和 32（2050）年度導入目標（電気）	:	110,046 MWh/年
令和 32（2050）年度導入目標（熱）	:	7,612 GJ/年

＼目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！／



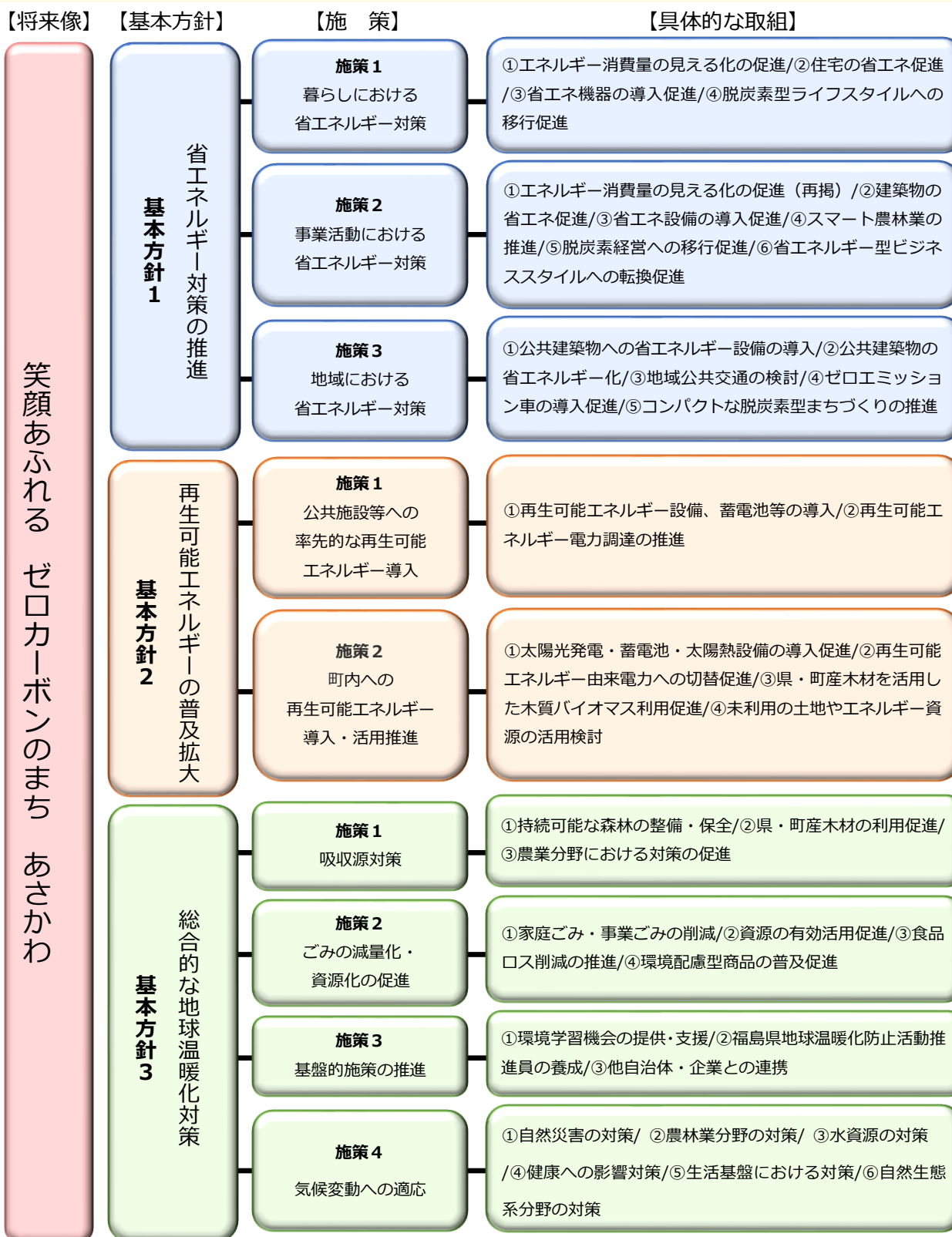
7 脱炭素に向けたロードマップ

2050年 脱炭素に向けたロードマップ



8 施策の体系図

【貢献する SDGs】



9 施策の推進

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

「貢献する SDGs」



施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策

各家庭における二酸化炭素排出量の見える化及び適切な省エネ手法に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

また、省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めます。

施策 2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、エネルギー使用量の把握や二酸化炭素排出量の見える化に関する情報、国や県の支援策などの幅広い情報提供を行うことにより、省エネ性能の高い設備、機器の導入及び省エネ性能に優れた建築物の普及を促進します。

また、ICTやロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

施策 3 地域における省エネルギー対策

町の実情を踏まえながら、町民に向けた普及啓発を行うことで、公共交通機関の利用を促進します。

自動車交通における環境負荷の低減など、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV^{※1}、FCV^{※2}への転換を促進します。併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

※1 EV：「Electric Vehicle（電気自動車）」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

※2 FCV：「Fuel Cell Vehicle（燃料電池車）」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献する SDGs》



施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。



町内における太陽光発電設備の設置事例（浅川町立浅川中学校）



町内における太陽光発電設備の設置事例（町内事業者）

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

「貢献する SDGs」



施策 1 吸収源対策

本町の豊富な森林資源を活用し、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

吸収源対策として、森林の適切な整備による保全やクレジット創出による地域への経済循環を推進し、持続可能なまちづくりを行います。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組に関する多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図ります。

また、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。

他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めるほか、創出したクレジットの販売を契機にして、本町と都市部の間でヒト、モノ、カネの循環を創出し、町内への経済効果を誘導します。

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、町民アンケート調査の結果で影響・関心の高かった自然災害、農林業、水資源、健康、生活基盤（インフラ）、自然生態系の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

重点プロジェクト

プロジェクト 1 エネルギー消費量の見える化の促進

EMS（エネルギーマネジメントシステム）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、家庭エコ診断など、エネルギー消費量の見える化を行うシステム等の普及啓発、導入に向けた支援を行うことで、エネルギー消費量の見える化の促進を図ります。

また、エネルギー消費量の見える化を行うことで、二酸化炭素排出量の把握にもつなげます。

プロジェクト 2 再生可能エネルギーの導入促進

本町では、住宅に太陽光発電システムを設置した町民に対して、補助金を交付しています。

この補助金を利用して、令和5（2023）年度までに93件の太陽光発電システムが町内に設置されました。今後もこの補助を継続していき、町全体での再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

プロジェクト 3 ごみ排出量削減への取組

町民や事業者と連携しながら、日常的に「ごみの発生」に対する意識づけ・気遣いの気風を醸成し、ごみ排出量削減への取組を推進します。

○ごみの発生・排出抑制

「福島県環境アプリ」の利用促進や、4R運動の推進により、ごみの分別方法や家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、多様なリサイクル活動の実施についても働きかけます。

また、可燃ごみの多くの割合を占めるのが生ごみであることから、浅川町ごみ減量用器材購入費補助金の活用を推進し、ごみの減量化を図ります。

○食品ロスの削減

食品ロス削減のための家庭での取組について、広報誌等で紹介し、食品ロス削減の推進を図ります。

10 🏠 町民の取組

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時は、可能な範囲で公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- エコドライブを心がける。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 薪ストーブやペレットストーブを導入する

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 森林ボランティア団体の活動や自然体験教室等に参加する。
- 住宅の新築、改築時は、地域資源を積極的に利用する。
- 庭やベランダなどでの植栽や鉢植え、生け垣の設置など、家庭での緑化を推進する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- こまめな水分補給、エアコン導入や暑い日の行動抑制等を行う。
- ごみ減量用器材を活用し、生ごみの堆肥化や減量化を進める。

11 事業者の取組

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、(行政の支援制度を活用するなどしながら)、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、可能な範囲で公共交通機関を利用する。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 木質バイオマスストーブ、ボイラーを導入する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

- 県・町産木材の安定供給ができる体制の構築を目指す。
- 住宅設計、施工関係事業者は県・町産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県・町産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の使用量を削減する。
- 生産、流通、販売時のプラスチック使用や過剰包装を抑制する。
- 飲食店での宴会時などは、30・10運動を導入し、食べ残しを減らす。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。

12 計画の推進体制・進捗管理

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図4に示すように町民、事業者等で組織する「浅川町ゼロカーボン推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価します。結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「浅川町地球温暖化対策推進本部」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

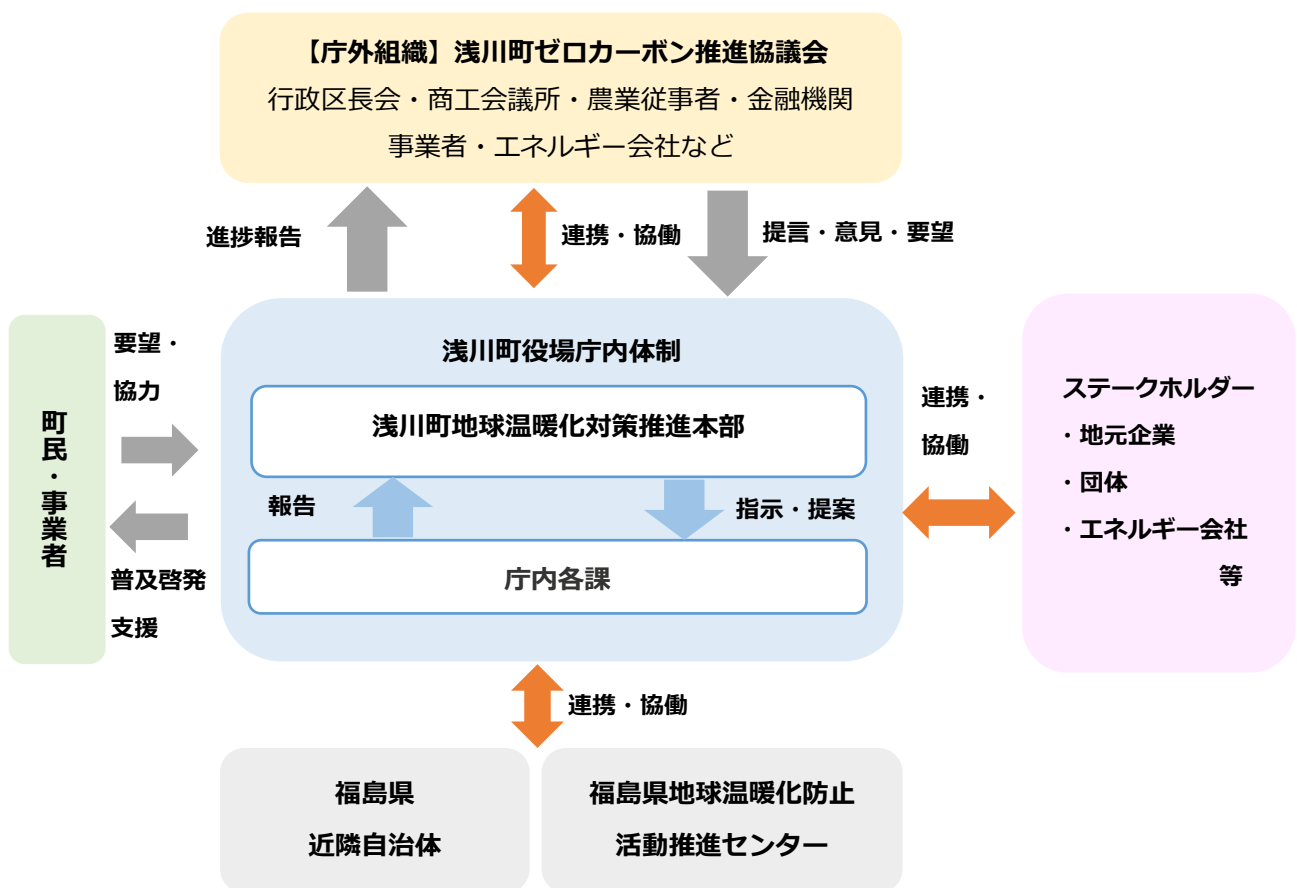


図5 計画の推進体制

笑顔あふれる ゼロカーボンのまち あさかわ



【概要版】

浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

浅川町気候変動適応計画

編集・発行 浅川町 住民課
〒963-6292
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
TEL 0247-36-4124
発行 令和7（2025）年3月
